

相模原市・藤野町 合併基本計画

(合併市町村基本計画)

相模原市・藤野町合併協議会

【目次】

第1章 序論	1
1 合併の背景と必要性	1
2 計画作成の方針	2
3 作成にあたっての基本的な視点	2
第2章 新市の概況	4
1 位置と地勢	4
2 沿革	5
3 面積	6
4 人口・世帯	6
5 土地利用	7
6 道路・交通	11
7 産業	13
第3章 将来人口の見通し	15
1 総人口	15
2 年齢3区分別人口	15
第4章 まちづくりの基本方針	17
1 新市の将来像	17
2 まちづくりの考え方	17
第5章 基本目標	19
第6章 合併シンボルプロジェクト	21
第7章 施策体系	24
第8章 公共施設統合整備の基本的な考え方	32
第9章 新市における県事業の推進	33
1 神奈川県役割	33
2 県事業の推進	33
3 新市の地域における県事業	33
第10章 財政計画	36
1 基礎となる数値と考え方	36
2 積算の方法(条件設定)	36
3 財政計画	38
用語解説	39

第1章 序論

1 合併の背景と必要性

わたしたちを取り巻く社会環境や、日々のくらしは急速に変わっており、産業構造の変化、日常生活圏の拡大、少子高齢化の進行などに対応した行政サービスが必要となっています。このような時代の潮流を受け、より質の高い行政サービスを提供していくためには、基礎的な自治体である市や町に、より以上の権限と能力が求められています。

(1) 総合的・効果的な施策の展開

地方分権の時代を迎え、国や県が市や町の仕事の細部にわたって指示する時代は終わりました。質の高い行政サービスを提供するため、市や町はそれぞれの地域の課題に対して、自らの考えと力で解決しなければならなくなっています。

中核市^{*1}である相模原市は、保健所業務や社会福祉施設の設置許可など、政令指定都市に次ぐ権限をもって、事務事業を総合的かつ効率的に行っています。

藤野町では、相模原市との合併により、これまで県が行っていた業務のうち中核市業務は、新市が直接行うこととなりますので、総合的に施策を展開することができます。このように、基礎自治体として権限と責任を持って行政を進めていくことが、地方分権の時代に相応しい自立都市の構築につながります。

また、合併により基礎自治体としての規模が大きくなることから、地域住民が主体となって地域の課題を解決する、いわゆる都市内分権^{*2}がさらに求められます。この合併を契機として、個性あるまちづくりを実現する都市内分権が促進され、住民自治の充実が期待されます。

(2) 効率的な行財政運営の推進

藤野町では、生産年齢人口と年少人口が共に減少しており、相模原市においても年少人口は減少、生産年齢人口はほぼ横ばいという傾向を示しています。その一方で、両市町とも老年人口は増加の一途をたどっています。また、神奈川県では2009年をピークに人口が減少に転じると推計するなど、急激な速さで少子高齢化が進んでいます。

税金などを負担する住民が減る一方で、保健・医療・福祉などのサービスを必要とする人が増えることになるので、少子高齢化は将来の財政運営に深刻な影響を与えると考えられます。

一方、国の財政状況や三位一体改革^{*3}は、地方にも大きな影響を及ぼしており、国庫補助金や普通交付税^{*4}などは先行き不透明であり、一層の行政改革が必要です。

合併によりスケールメリットを生み出し、人件費^{*5}の削減をはじめとした、行政運営の効率化がさらに求められています。

(3) 生活圏の拡大と広域連携

自動車の普及や道路網、鉄道網の整備による交通手段の発達、インターネットや携帯電話の普及による情報通信手段の発達、経済活動の活発化などに伴い、通勤・通学や買い物、医療など住民の日常生活の行動範囲は現在の市町村や都道府県の区域を越えてますます広がっています。

相模原市と藤野町は、津久井広域道路の整備促進に取り組むとともに、図書施設の相互利用、広報紙の相互掲載、消費生活相談センターにおける広域的な相談業務を行うほか、津久井郡の一般ごみの一部について、相模原市で焼却するなどの広域連携を行っています。しかしながら、より効率的な行政運営のため、合併を検討する必要性が生じています。

2 計画作成の方針

本計画の趣旨、構成及び期間は次のとおりとします。

(1) 計画の趣旨等

合併市町村基本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づく法定計画として合併協議会が策定するものであり、相模原市と藤野町が合併した後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づいた事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るため作成します。

なお、平成18年3月20日に津久井町及び相模湖町の区域を廃し、その区域を相模原市に編入することが決定していることから、本計画の区域には津久井町及び相模湖町を含むこととします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本方針に基づく具体的な施策、財政計画などを中心として構成します。

(3) 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成27年度までの9年間とします。

3 作成にあたっての基本的な視点

本計画は、以下の視点に基づき作成しました。

(1) 地域全体の将来像の考慮

津久井郡4町は、広域行政組合を組織してごみ処理や消防業務を共同で行うなど、

地理的、歴史的に一体感が強く、相模原市と津久井郡4町も図書施設の相互利用や広報紙の相互掲載などの広域的な連携を行っています。また、相模原市と藤野町間に位置する津久井町及び相模湖町は相模原市と合併することが決定しており、城山町は相模原市と法定合併協議会を設置しています。

こうした経緯を踏まえて、本計画は相模原市に編入される津久井町及び相模湖町だけでなく、城山町を含めた1市4町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像や、まちづくりのあり方を考慮した上で作成しました。

(2) 各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承

各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方に立ち、各市町の総合計画を反映し作成しました。

(3) 相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合

相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に係る新市まちづくり計画(新市建設計画)との整合を図りました。

(4) 「まちづくりの将来ビジョン」の反映

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、平成16年4月に任意の合併協議会を設置し、合併した場合のまちづくりの方向性等を「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」としてまとめましたが、藤野町においてもこのビジョンを基本として、1市4町が合併した場合の藤野町地域のまちづくりを「ふじのまちづくり将来ビジョン」としてまとめています。

本計画は、この2つのビジョンを参考として作成しました。

(5) 住民意見の反映

計画作成にあたっては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意見を聴取し、これを考慮した上で決定しました。

第2章 新市の概況

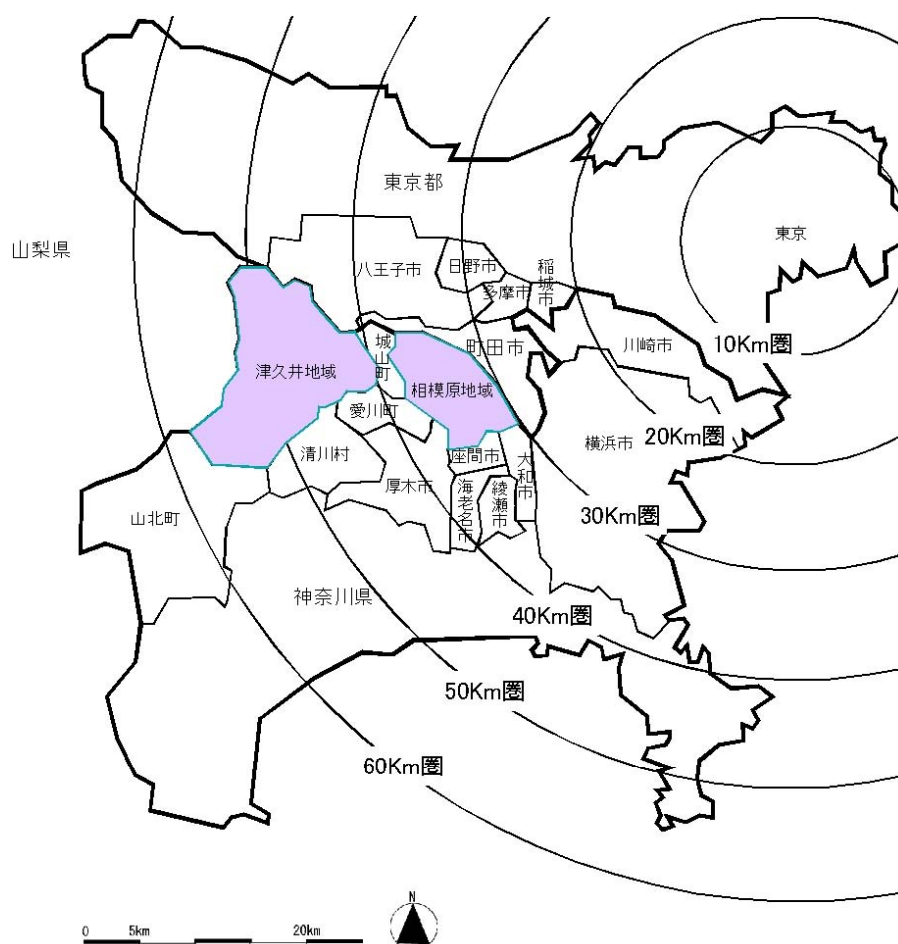
1 位置と地勢

新市は神奈川県北西部、東京都心から概ね30～60kmに位置しており、相模原地域(合併前の相模原市)と城山町を挟んで津久井地域(合併前の津久井町、相模湖町、藤野町)からなり、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。

新市の東部にあたる相模原地域は、相模川に沿った3つのなだらかな階段状の河岸段丘からなり、これらの段丘の間には斜面緑地が連なって、市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形成しています。相模原台地の上段では、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として密度の高い土地利用が進んでいます。

新市の西部にあたる津久井地域は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖を抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されています。また、東京都、山梨県と接する地域の北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部は丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯が、1,500mを超える山々となって貴重な自然環境を形成しています。

位置図



2 沿革

新市の現在にいたるまでの沿革は、明治 22 年の市制町村制施行に伴う「明治の大合併」に始まり、昭和 28 年の町村合併促進法施行、昭和 31 年の新市町村建設促進法施行に伴う「昭和の大合併」を経て、以下のとおりとなっています。

沿 革	
年 月	沿 革
明治 22 年 4 月	座間村、新磯村、麻溝村、田名村、溝村、大沢村、相原村、大野村、三沢村、中野村、太井村、又野村、三ヶ木村、青山村、長竹村、根小屋村、鳥屋村、青野原村、青根村、小原町、内郷村、千木良村、与瀬駅、吉野駅、小淵村、沢井村、日連村、名倉村、牧野村、佐野川村が誕生
明治 42 年 5 月	青山村、長竹村、根小屋村の 3 村が合併し、串川村が誕生
大正 2 年 4 月	与瀬駅が町制を施行し、与瀬町が誕生。吉野駅が町制を施行し、吉野町が誕生
大正 14 年 1 月	中野村が町制を施行し、中野町が誕生
大正 14 年 7 月	太井村、又野村、三ヶ木村が中野町に合併
大正 15 年 1 月	溝村が町制を施行し、上溝町が誕生
昭和 12 年 12 月	座間村が町制を施行し、座間町が誕生
昭和 16 年 4 月	2 町 6 村（座間町、上溝町、新磯村、麻溝村、田名村、大沢村、相原村、大野村）が合併し、相模原町が誕生
昭和 23 年 9 月	相模原町から座間町が分立
昭和 29 年 7 月	小淵村、沢井村が吉野町に合併
昭和 29 年 11 月	相模原町が市制を施行し、相模原市が誕生
昭和 30 年 1 月	2 町 2 村（小原町、与瀬町、内郷村、千木良村）が合併し、相模湖町が誕生
昭和 30 年 4 月	1 町 5 村（中野町、串川村、鳥屋村、青野原村、青根村、三沢村の一部）が合併し、津久井町が誕生
昭和 30 年 7 月	1 町 4 村（吉野町、日連村、名倉村、牧野村、佐野川村）が合併し、藤野町が誕生
平成 15 年 4 月	相模原市が中核市に指定

資料：相模原市史、津久井町史、相模湖町史、藤野町史

3 面積

新市の面積は308.94km²で、神奈川県の大面積(2,415.85km²)に占める割合は約12.8%となります。

面積

区分	旧相模原市	旧津久井町	旧相模湖町	旧藤野町	新市
面積(km ²)	90.40	122.04	31.59	64.91	308.94

資料：県勢要覧〔平成16年度版〕神奈川県企画部統計課
(相模原市の面積は行政界変更に伴い修正しています)

4 人口・世帯

(1) 人口の動向

かつての急激な人口増加は見られなくなり、増加率は低下傾向にあります。

人口の動向

区分	国勢調査人口					
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	478,523	527,269	580,901	623,781	658,114	678,508
伸び率	-	10.2%	10.2%	7.4%	5.5%	3.1%

資料：国勢調査(平成17年は速報値)

(2) 世帯数の推移

世帯数は人口と同様に増加してきました。増加率は低下傾向にありますが、核家族化の進行などにより、人口ほどの低下傾向ではありません。

世帯数の推移

区分	国勢調査世帯					
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯数	142,199	168,191	201,458	228,348	254,532	274,843
伸び率	-	18.3%	19.8%	13.3%	11.5%	8.0%

資料：国勢調査(平成17年は速報値)

(3) 年齢別人口構成

年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向にあります。

年齢別人口構成

平成 17 年 年齢別人口(人)			平成 17 年 年齢別人口割合		
0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
95,526	482,578	96,088	14.2%	71.6%	14.2%

(年齢不詳は含めていない)

資料：神奈川県年齢別人口統計調査(1月1日現在)

5 土地利用

(1) 土地利用の状況

都市計画決定の状況

新市域には、相模原都市計画区域、津久井都市計画区域及び相模湖都市計画区域の3つの都市計画区域があります。相模原都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分されていますが、津久井都市計画区域と相模湖都市計画区域は区域区分されていません。

また、建物の用途や規模を定める「用途地域」の指定状況は、住居系 76.4%、商業系 6.9%、工業系 16.7%となっています。

都市計画決定状況：単位 (ha)

区 分	相模原 都市計画区域	津久井 都市計画区域	相模湖 都市計画区域	合 計	神奈川県
都市計画区域	9,040.0	5,090.0	5,587.0	19,717.0	199,652.0
区域区分	9,040.0	0.0	0.0	9,040.0 (45.8%)	172,739.0 (86.5%)
市街化区域	6,470.0 (71.6%)	0.0	0.0	6,470.0 (32.8%)	93,171.0 (46.7%)
市街化調整区域	2,570.0 (28.4%)	0.0	0.0	2,570.0 (13.0%)	79,568.0 (39.9%)
非線引き	0.0	5,090.0	5,587.0	10,677.0 (54.2%)	26,913.0 (13.5%)
用途地域	6,253.0 (69.2%)	295.0 (5.8%)	438.1 (7.1%)	6,986.1 (35.4%)	95,784.4 (48.0%)

(カッコ内の数字はそれぞれの都市計画区域に対する割合。相模原都市計画区域は城山町の区域を除く)

資料：神奈川県都市整備統計年報 2004

(相模原市の面積は行政界変更に伴い修正しています)

用途地域の指定状況：単位（ha）

区 分	新 市		神奈川県	
第1種低層住居専用地域	1,706.0	24.4%	29,246.6	30.5%
第2種低層住居専用地域	12.0	0.2%	764.5	0.8%
第1種中高層住居専用地域	1,545.0	22.1%	15,226.0	15.9%
第2種中高層住居専用地域	302.9	4.3%	2,917.2	3.0%
第1種住居地域	1,285.0	18.4%	16,528.0	17.3%
第2種住居地域	414.2	5.9%	3,054.6	3.2%
準住居地域	77.0	1.1%	2,570.3	2.7%
近隣商業地域	289.0	4.2%	3,777.0	3.9%
商業地域	189.0	2.7%	3,940.9	4.1%
準工業地域	444.0	6.4%	6,177.0	6.5%
工業地域	301.0	4.3%	4,885.0	5.1%
工業専用地域	421.0	6.0%	6,697.3	7.0%
合 計	6,986.1	100.0%	95,784.4	100.0%

資料：神奈川県都市整備統計年報2004
 (相模原市の面積は行政界変更に伴い修正しています)

農業地域

新市における農業振興地域の総面積に占める割合は20.3%で、県の21.1%より若干小さくなっています。

また、農用地区域は2.3%で、県の4.8%より小さくなっています。

農業振興地域：単位（ha）

区 分	新 市	神奈川県
農業振興地域	6,272 (20.3%)	50,893 (21.1%)
農用地区域	721 (2.3%)	11,497 (4.8%)

(カッコ内の数字は県、新市の面積に対する割合)
 資料：神奈川県土地統計資料集（平成17年3月）

森林地域

新市の森林地域としては、国有林、民有林、保安林^{*6}があります。民有林は地域森林計画対象民有林と対象外民有林があり、保安林は国有林と地域森林計画対象民有林に重複して指定されることがあります。

国有林と民有林を足し合わせた面積は 18,045ha で、総面積の 58.4%を占めています。これは、県の 39.4%と比べて大きい割合となっています。

また、保安林の指定を受けている地域の面積は、13,057ha(42.3%)であり、県の 21.2%より割合が大きくなっています。

森林地域：単位（ha）

区 分	新 市	神奈川県
国有林 + 民有林	18,045 (58.4%)	95,276 (39.4%)
国有林	881 (2.9%)	10,861 (4.5%)
民有林	17,164 (55.6%)	84,415 (34.9%)
地域森林計画対象民有林	16,967 (54.9%)	80,052 (33.1%)
保安林	13,057 (42.3%)	51,191 (21.2%)

（カッコ内の数字は県、新市の面積に対する割合）
資料：神奈川県土地統計資料集（平成17年3月）

自然公園地域

新市には、南西部に広がる丹沢大山国定公園があります。国定公園においては、土地利用の規制の段階に応じて第1種から第3種までの特別地域と特別保護地区が設定され、運用されています。

県立自然公園は、県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園の2公園があり、土地利用の厳しい特別地域に設定されている区域があります。

自然公園地域：単位（ha）

区 分	新 市	神奈川県
国立公園	-	10,375 (4.3%)
国定公園	6,725 (21.8%)	27,572 (11.4%)
特別保護地区	375 (1.2%)	1,867 (0.8%)
特別地域	6,350 (20.6%)	25,705 (10.6%)
県立自然公園	4,196 (13.6%)	17,210 (7.1%)
特別地域	3,159 (10.2%)	12,672 (5.2%)
普通地域	1,037 (3.4%)	4,538 (1.9%)

（カッコ内の数字は県、新市の面積に対する割合）
資料：神奈川県土地統計資料集（平成17年3月）

自然環境保全地域

新市には、茨菰山、志田山、仙洞寺山、城山、青野原、寸沢嵐、日連、名倉、小淵、吉野、沢井、佐野川、藤野上、牧馬、綱子、奥牧野、石砂山の自然環境保全地域があります。このうち石砂山の一部は、土地利用制限がより厳しい特別地区に指定されています。

自然環境保全地域：単位（ha）

区 分	新 市	神奈川県
自然環境保全地域	1,114.3（3.6%）	11,215.9（4.6%）
特別地区	16.9（0.1%）	16.9（0.0%）

（カッコ内の数字は県、新市の面積に対する割合）

資料：神奈川県土地統計資料集（平成17年3月）

（2）土地利用現況

新市の土地利用の現況を見ると、山林が半分以上を占めており、その割合は58.2%になります。

相模川を境に地形が大きく異なることなどから、商業・業務、工業・流通、公共施設、交通用地などは、津久井地域に比べて相模原地域での面積割合が大きくなっています。

土地利用現況：単位（ha）

区 分	新 市		神奈川県	
山 林	17,968.7	58.2%	94,913.9	39.3%
河 川 ・ 湖	875.7	2.8%	5,131.5	2.1%
公 園 等	835.0	2.7%	8,353.1	3.5%
農 地	2,383.0	7.7%	27,645.3	11.5%
宅 地	3,400.7	11.0%	41,816.1	17.3%
商 業 ・ 業 務	585.3	1.9%	5,817.0	2.4%
工 業 ・ 流 通	991.0	3.2%	12,900.4	5.4%
公 共 施 設	700.6	2.3%	7,666.9	3.2%
交 通	1,316.3	4.3%	18,680.3	7.7%
そ の 他	1,837.7	5.9%	18,449.0	7.6%
合 計	30,894.0	100.0%	241,373.5	100.0%

資料：都市計画基礎調査（H12）

（相模原市の面積は行政界変更に伴い修正しています）

6 道路・交通

(1) 道路

相模原地域における道路交通網の骨格は国道16号が中心となっており、これを介して、広域交通を担う中央自動車道（八王子インターチェンジ）と東名高速道路（横浜町田インターチェンジ）に連携しています。また、津久井地域では八王子方面や大月方面とのアクセス道路となる国道20号、国道413号や厚木市方面へのアクセス道路となる国道412号が走っており、国道20号は相模湖インターチェンジで中央自動車道と連結しています。

このうち、国道413号は相模原地域と津久井地域を結ぶ交通軸になりますが、日常的な混雑が問題となっているため、新たな交通軸として津久井広域道路の整備が計画され進められています。また、首都圏中央連絡自動車道の一部として位置付けられているさがみ縦貫道路が計画され、骨格的な交通を担うこととなります。

新市を通過する国道、主な県道

種 別	路 線 名
国道（高速自動車道）	中央自動車道
国道（一般国道）	一般国道16号
	一般国道20号
	一般国道129号
	一般国道412号
	一般国道413号
県道（主要地方道）	県道35号（四日市場上野原）
	県道46号（相模原茅ヶ崎）
	県道48号（鍛冶谷相模原）
	県道51号（町田厚木）
	県道52号（相模原町田）
	県道54号（相模原愛川）
	県道57号（相模原大蔵町）
	県道63号（相模原大磯）
	県道64号（伊勢原津久井）
	県道65号（厚木愛川津久井）
県道76号（山北藤野）	

資料：市町村合併に関する調査研究部会中間報告（平成15年）

(2) 鉄道

新市域の鉄道路線としては、JR 中央本線、JR 横浜線、JR 相模線、小田急小田原線、小田急江ノ島線及び京王相模原線があり、特に橋本駅と相模大野駅は都心と直結するターミナル駅となっていることから、多くの人に利用されています。

鉄道路線と駅

	路線名	駅名
1	JR東日本中央本線	相模湖、藤野
2	JR東日本横浜線	橋本、相模原、矢部、淵野辺、古淵
3	JR東日本相模線	橋本、南橋本、上溝、番田、原当麻、下溝、相武台下
4	京王電鉄相模原線	橋本
5	小田急電鉄小田原線	相模大野、小田急相模原
6	小田急電鉄江ノ島線	相模大野、東林間

平成 16 年度の 1 日あたりの駅別乗車人員上位 5 駅

	駅名	路線名	1 日乗車人員
1	橋本	計	94,364
		JR 東日本横浜線、相模線	53,550
		京王電鉄相模原線	40,814
2	相模大野	小田急電鉄江ノ島線	55,606
		小田急電鉄小田原線	
3	淵野辺	JR 東日本横浜線	35,876
4	小田急相模原	小田急電鉄小田原線	28,002
5	相模原	JR 東日本横浜線	26,668

相模原市都市交通計画課調べ

(3) バス

新市域には、主に神奈川中央交通(株)によりバスが運行されており、橋本駅、相模原駅、淵野辺駅、相模大野駅などの各駅や、三ヶ木を起点とした路線が縦横に走っています。(神奈川中央交通(株)(グループ会社を含む); 110 系統、京王バス南(株); 2 系統、富士急山梨バス(株); 3 系統)

また、津久井町及び藤野町では、民間バス事業者が撤退した路線や運行していなかった地域に町営バスを走らせるなど、住民の日常交通手段の確保を図っています。(津久井町営; 1 系統、藤野町営; 4 系統)

7 産業

(1) 産業別就業状況

産業別就業者人口比を平成7年と平成12年で比較すると、第2次産業の就業人口の割合が減少し、第3次産業の就業人口の割合が増加しています。

国勢調査 産業別人口						平成12年国勢調査(人)		
平成7年			平成12年			常住人口	昼間人口	昼夜間人口比
第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次			
2,694 (0.8%)	115,283 (35.7%)	205,477 (63.5%)	2,200 (0.7%)	104,324 (32.2%)	217,220 (67.1%)	658,064	566,533	86.1%

(分類不能は含まない)

資料：国勢調査

(2) 農業の実態

農業産出額は、平成14年から平成15年にかけて減少傾向にあります。

平成12年農家戸数(戸)			農業産出額(1000万円)		
農家戸数	うち専業	専業率	平成14年	平成15年	H15/H14
2,718	210	7.7%	469	439	-6.4%

資料：農業センサスからみた神奈川の農業、生産農業所得統計

(3) 工業の実態

製造業事業所数は減少傾向ですが、製造業従業者数、製造品出荷額等は増加しています。

製造業事業所数 (事業所)		製造業従業者数 (人)		製造品出荷額等 (100万円)		H16 / H15		
平成15年	平成16年	平成15年	平成16年	平成15年	平成16年	事業所数	従業者数	出荷額等
1,271	1,256	37,496	38,360	1,228,891	1,309,529	-1.2%	2.3%	6.6%

資料：工業統計調査

(4) 商業の実態

事業所数、従業者数は減少傾向にありますが、年間販売額は増加しています。

事業所数、従業者数、年間販売額の現況

事業所数(店)		従業者数(人)		年間販売額(100万円)		H16 / H14		
平成14年	平成16年	平成14年	平成16年	平成14年	平成16年	事業所数	従業者数	販売額
5,627	5,519	46,969	45,723	1,242,739	1,276,779	-1.9%	-2.7%	2.7%

資料：商業統計調査（平成16年は速報値）

第3章 将来人口の見通し

1 総人口

平成 17 年 1 月 1 日現在の相模原市、津久井町、相模湖町及び藤野町の人口は、合計 674,242 人でした。

新市が誕生した後も緩やかな人口増が続き、平成 27 年には約 69 万 4 千人になるものと推計されます。

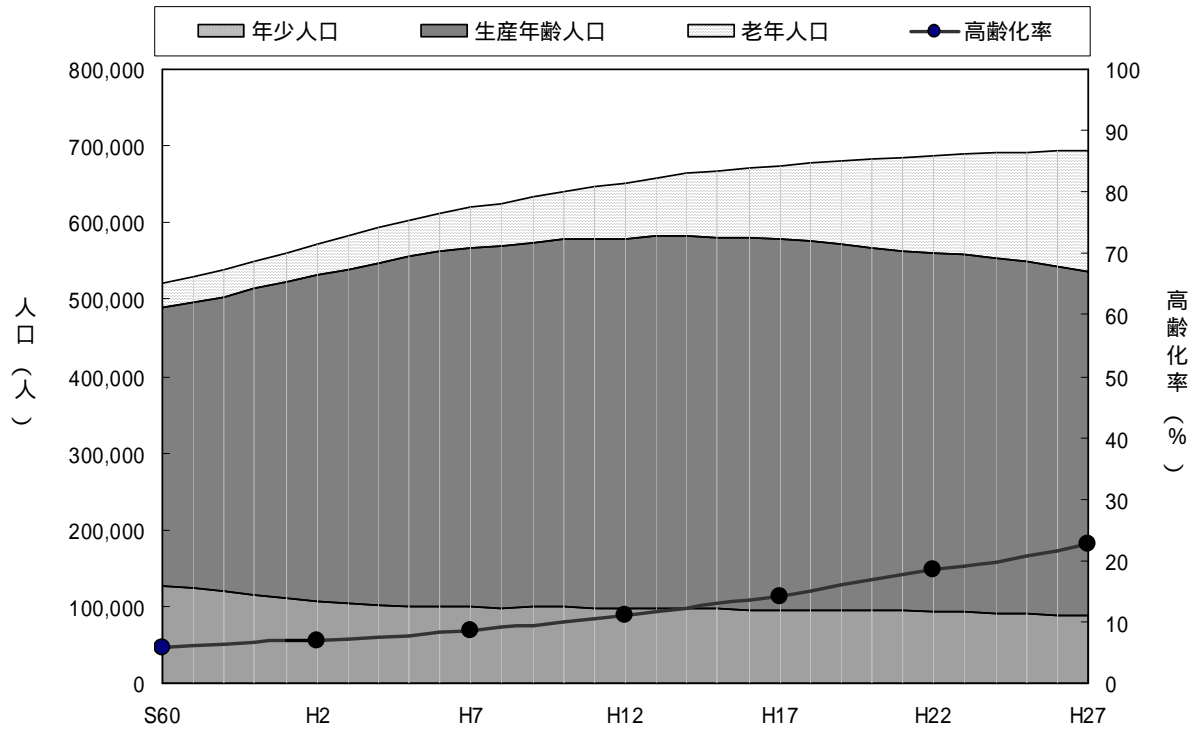
2 年齢 3 区分別人口

年齢階層別の将来人口の見通しを見ると、0 歳から 14 歳までの年少人口、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口はともに減少し、65 歳以上の老年人口が大幅に増加するものと予測され、高齢社会の進行が見込まれています。

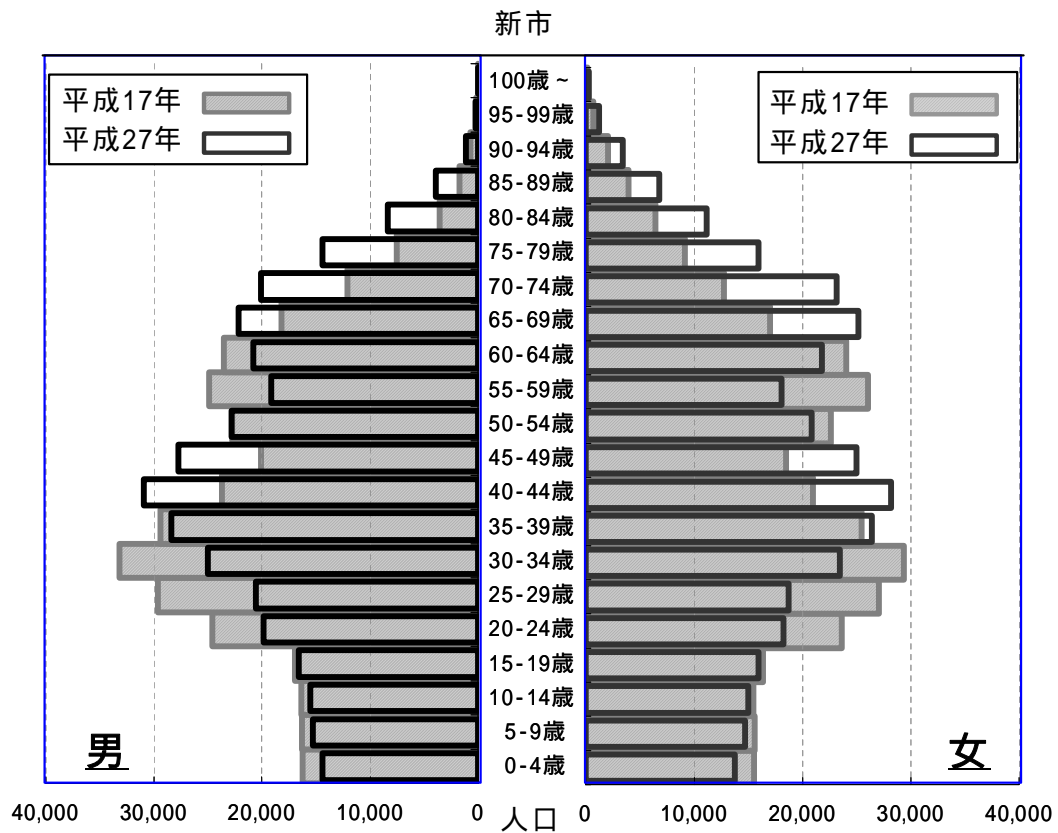
将来人口の推計：単位（人）

区 分		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口		674,242	687,797	694,466
年 齢 階 層 別	年少人口 (0～14 歳)	95,526 (14.2%)	93,619 (13.6%)	88,661 (12.8%)
	生産年齢人口 (15～64 歳)	482,578 (71.6%)	466,194 (67.8%)	448,328 (64.5%)
	老年人口 (65 歳以上)	96,088 (14.2%)	127,984 (18.6%)	157,477 (22.7%)

(注) 平成22年、27年はコーホート要因法^{*7}により推計(1月1日現在)
平成17年人口は年齢不詳を含むため年齢別人口の合計と総人口は一致しない



人口の推移



平成17年と平成27年の5歳階級別人口ピラミッドの比較図

第4章 まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

新市は首都東京から約30～60kmに位置することから、東部では急速な都市化が進み、首都圏における広域的な役割を担う拠点都市として発展してきました。一方、西部は相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖などにより神奈川県重要な水源地域となっており、丹沢大山国定公園や県立自然公園に指定されるなど豊かな自然環境を有しています。今後は、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備により、広域的な交流拠点としての更なる発展の可能性が高まっていることから、東部においては様々な交流・活動の場となる中心市街地の活性化を図るとともに新しい拠点づくりに努め、西部においては地域特性を生かした観光や芸術などを通じてやすらぎと憩いの場を提供していくことが必要です。

このため、広域交流拠点としての機能の充実を図りつつ、水源地域を保全・活用し、豊かな自然環境と共生した都市基盤の整備や産業の振興を推進することにより、自然と産業が共存する活力ある地域として更に自立した都市づくりを進めるとともに、住民一人ひとりが主体となり、将来にわたって安心して質の高い市民生活を実現できるまちづくりを目指します。

『 自然と産業が調和し 人と人がふれあう
活力ある自立分権都市 相模原 』

～ 森が育む水の力 水がそだてるまちの力
まちにいきづく人の力 地域の力と魅力を活かしたまちづくり ～

2 まちづくりの考え方

地方分権時代にふさわしい新市を創っていくためには、合併による行政区域の拡大に伴い、地域に根ざしたきめ細かなまちづくりを進めることが今まで以上に必要になりますが、都市を経営するという視点に立って、協働と分権によるまちづくりを進めるとともに、効率的・効果的な行財政運営を推進することが不可欠です。

このため、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わることによって、地域コミュニティやまちづくりを担う多様な主体の活性化を図り、都市内分権を進めることが重要です。また、市政の計画・実施・評価のすべての段階における市民参加を促進し、市民のニーズが的確に反映された、市民の満足度を高める施策の展開が求められます。さらに、民間活力の積極的な導入やIT化の推進、事務事業や組織体制の見直しなど、最少の経費で最大効果のサービスを提供していく必要があります。

(1) 協働と分権

市民一人ひとりが支え育て合う自立した社会を創り、誰もが住みよい地域社会の形成を目指すため、協働と分権の視点に立ったまちづくりを進めます。このため、広報・広聴活動の充実に努め、男女共同参画の理念を踏まえて、市民の市政への参画機会を拡充するとともに、都市内分権を推進します。

多様な主体の協働の推進

市民の市政への参画機会の拡充

都市内分権による住民自治の充実

(2) 効率的な行財政運営

市民一人ひとりが納得しうる質の高い市政運営を行うために、効率的・効果的な行財政運営、職員の資質の向上、情報公開の推進、近隣市町村との連携などに努めます。

持続的な都市経営を可能とする財政基盤の確立

民間活力やITを活用した最少経費で最大効果のサービス提供

既存事務事業の見直しと新たな行政ニーズに対応した取組の推進

適正な職員定数の管理

情報公開の推進

広域連携の推進

第5章 基本目標

将来像を実現するため、分野別にまちづくりの基本目標を設定します。

基本目標

交通、都市基盤

人、自然、産業、文化...新しい都市の 交流と発展を支える 質の高い交通・都市基盤をめざす

都市の健全な発展と市民生活の利便性や快適性の向上、そして人、自然、産業、文化など様々な交流の架け橋という観点から、骨格となる交通網の強化と質の高い都市基盤の整備が重要となります。

このため、さがみ縦貫道路、津久井広域道路等の早期整備を図るとともに、鉄道輸送・バスネットワークの強化、新しい交通システムの導入等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。さらに、増え続ける自動車交通などを円滑に処理していくため、TDM（交通需要マネジメント）^{*8}施策の推進に取り組み、交通渋滞の解消に努めます。

また、新市の核としての中心市街地や多様な拠点の形成に向けた基盤整備を図るとともに、水源地域の保全と生活環境の向上のための上下水道の整備や、高度情報化に対応する情報基盤の整備、公園等市民の憩いの場となる空間の整備、美しい都市景観の形成等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。

基本目標

自然・環境

自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす

新市の西部は広大な森林や清流、湖などみどり豊かな自然環境に恵まれており、神奈川県重要な水源地域となっています。また、自然と都市の融合や自然と人との共生をまちづくりの基本に、日常的に暮らしの中で自然を身近に感じられるようにすることにより、人々の自然に対する意識をより深いものとするのが求められています。

同時に、相模川上流の水源地域からその下流にあたる都市部までが一体の地域となることから、地域全体の健全な水循環を確保するための施策を総合的に行うことにより、生態系に配慮したうるおいある水辺空間づくりを進める必要があります。

このため、水源涵養、治水、保健休養等の森林の有する公益的な機能に配慮した保全方策を推進するとともに、自然環境に対する意識を啓発し、河川、湖の水質の向上を図るなど、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。

また、市街地周辺においても里山、谷戸が残っているほか、相模川などの水辺や斜面林がみどりの軸を形成しており、市街地に残された貴重な平地林である木もれびの森や都市公園、緑地としての農地などと良好なみどりを形成することにより、都市内部でも自然を感じられるうるおいと風格のあるまちづくりを目指します。

さらに、限られた資源を大切にす循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物の適正処理を目的とした施設整備を行うなど、環境に配慮した取組みを進めます。

基本目標

産業、観光、土地利用

地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、 地域特性を活かした産業創生をめざす

新市の活力ある発展とゆとりある豊かな市民生活の実現には、多様な産業の振興と計画的な土地利用の推進が重要となります。

このため、新たな産業の誘致や大学・研究機関、インキュベーション^{*9}施設と連携した工業振興に取り組むとともに、生活の核となる個性的・魅力的な商店街の形成を図ります。

新市の各地域の歴史・文化などをはじめとする特性を観光資源として捉え、積極的な情報発信に努め、観光の振興を図ります。特に、水源地域では、水辺環境や貴重な動植物が生息する豊かな自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、文化・芸術などの地域特性を活かした観光振興などにより、都市住民が自然とふれあう場を提供します。

また、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進めるとともに、市街地の高度利用や農業・森林地域での適切な土地利用など、地域の状況に応じた土地利用を図り、良好な居住環境の保全及び創造と秩序ある都市の発展を目指します。

基本目標

教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心

心の豊かさを育み、安心して生き活きとした 市民生活の実現をめざす

生き活きとした安全・安心な市民生活を実現するためには、心豊かな人づくりや人にやさしいユニバーサルなまちづくり^{*10}が重要となります。

このため、教育環境を充実し、地域固有の自然や歴史、文化などの資源を活用した体験学習や郷土学習を通じてふるさと意識の醸成に努め、人間性豊かな教育の実現を目指します。同時に、市民の自己実現の場としての文化、芸術活動の促進などにより、生きがいや心の豊かさが実感できるとともに、医療機関や福祉施設と家庭、地域とが連携した保健・医療・福祉体制を確立することにより、だれもが安心して生活できる地域社会の形成を目指します。

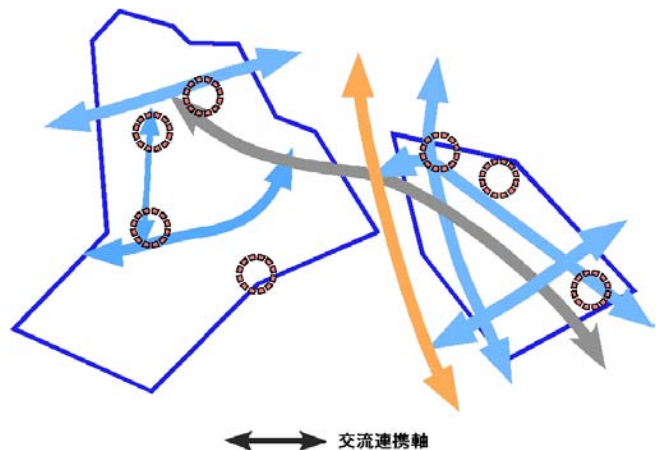
また、市街地から山間部まで、その地域特性に応じた防災・防犯対策を進め、市民が安全に安心して生活できるまちづくりを目指します。

第6章 合併シンボルプロジェクト

新市の一体性を確保するため、シンボルとなる次のプロジェクトを推進する必要があります。

1 地域連結夢プロジェクト

新市の生活や経済の活性化を支え、広域的な交流や情報発信を進めるためのインフラ^{*11}として、幹線道路の早期実現を図るほか、鉄道網の充実に向けて津久井地域への鉄道の延伸を促進し、新しい交通システムの導入を検討します。これにより、交通の利便性、快適性の向上を推進し、新市の一体化を図ります。

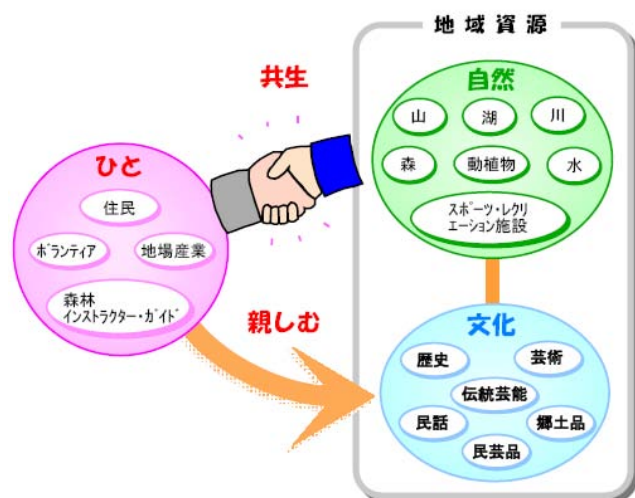


【主な事業】

- 骨格幹線道路の整備（さがみ縦貫道路、津久井広域道路 など）
- バスネットワークの充実
- 新しい交通システムの導入検討

2 市民のオアシスプロジェクト

水源地域の山、川、湖などの優れた自然や地域固有の歴史、風土を守るとともに、人と自然が共生し文化、芸術などと親しめる環境を活用し市民のオアシスとなる空間を創出します。また、都市部においても、市民の憩いの場となる魅力ある快適空間の創出に取り組みます。



【主な事業】

- 自然に親しむ空間整備事業
（森林ミュージアム・オートキャンプ場・ハイキングコースの整備、グリーンツーリズム^{*12}の促進 など）
- 伝統文化の保存活用（フィールドミュージアム^{*13} など）

3 まち+水源地 = 産業創生プロジェクト

新市は、まち(都市部)と水源や森林など豊かな自然を併せ持つことから、その特色を生かして観光や産業の振興を図るため、多様なイベントを有機的に連携させ、観光拠点の整備を進めるとともに、特産品を生かした地場産業の振興を図ります。

また、豊かな自然環境や、交通の利便性など首都圏における立地特性等を活かして、骨格幹線道路の整備に伴う周辺土地利用の活性化を図り、企業誘致を進めるなど、産業創生に取り組みます。



【主な事業】

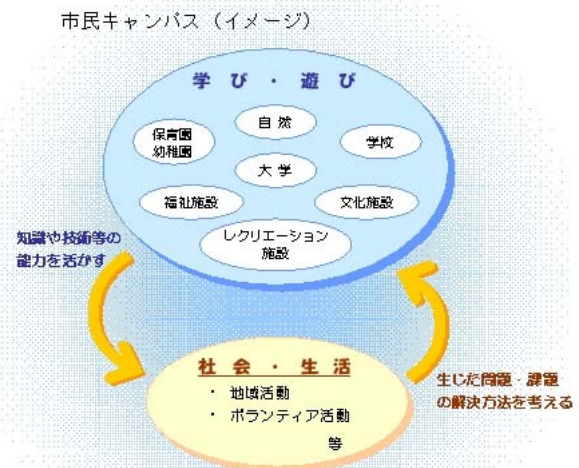
- 新たな産業の創出事業（企業立地基盤の整備と誘致、産学連携 など）
- 産業と観光が連携した魅力ある観光地づくり（観光拠点整備推進事業 など）

4 市民キャンパスプロジェクト

豊かな人間性を育む環境づくりを進めます。子どもから大人まで、あらゆる人が生涯にわたって学習することができる機会を提供することにより、生涯現役時代にふさわしい“生涯学習都市”を目指します。

【主な事業】

- 生涯学習キャンパスの展開
（(仮称)市民・大学交流センターの整備 など）
- 生涯学習の新しいネットワークの構築
（図書館、博物館、公民館、大学などのネットワーク化）



5 安全・安心ネットワークプロジェクト

全ての市民が豊かに暮らせるよう、安全・安心なまちづくりを進めます。このため、保健、医療、福祉の充実を図ります。また、地域コミュニティの強化を図り、住民自らが地域を守るシステムを形成します。

【主な事業】

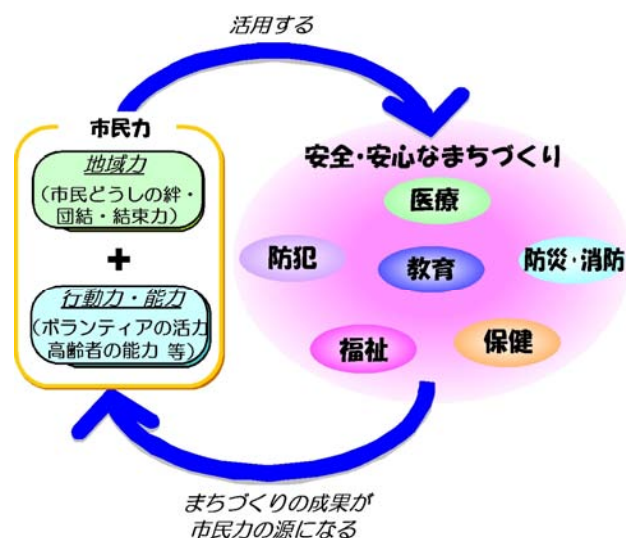
総合的な保健・医療・福祉施策の推進
 ((仮称)北地区保健福祉センターの整備、特別養護老人ホーム等の整備促進 など)

防災、消防対策の強化

(地域防災活動の支援、消防施設の整備、防災無線整備 など)

安全・安心なまちづくりの推進

(安全・安心まちづくり推進体制の構築、地域防犯活動の支援 など)

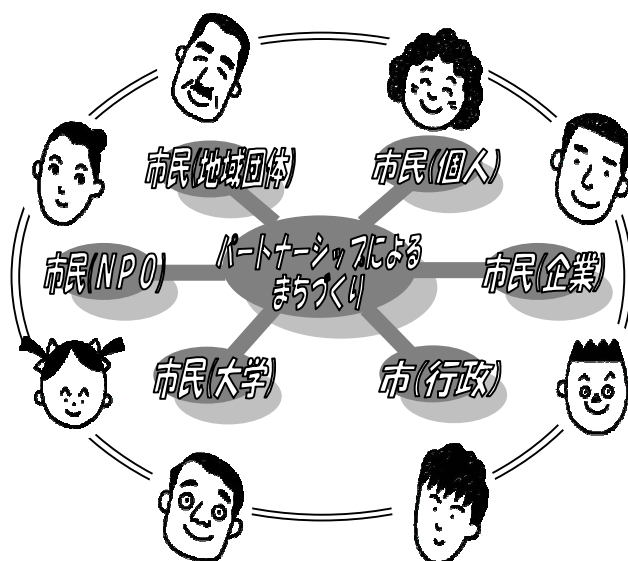


6 パートナーシップ*14・都市内分権プロジェクト

都市内分権（分権型社会）を実現し、市民や民間団体、企業など地域社会を構成する様々な主体の協働による、自主的、自律的なまちづくりを目指します。

【主な事業】

市民主体の協働によるまちづくりの推進
 (さがみはらパートナーシップ推進指針・都市内分権の推進、コミュニティ活動への支援 など)



第7章 施策体系

4つの基本目標を実現するための、各分野の施策の方向性と主な事業は次のとおりです。

(1) 人、自然、産業、文化...新しい都市の交流と発展を支える 質の高い交通・都市基盤をめざす <基本目標 >

交通

さがみ縦貫道路、津久井広域道路等の骨格幹線道路網の早期整備を図るとともに、鉄道輸送、バスネットワークの充実、新しい交通システムの導入等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。さらに、TDM(交通需要マネジメント)施策の推進により、交通渋滞の解消に努めます。

また、新市内の連携を強化し、多様で活発な交流による発展を促すための骨格的な交通網の整備を進めるとともに、自然と調和した人に優しく利便性の高い道づくりに努めます。

施 策	主 要 事 業
骨格幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域幹線道路の整備促進(さがみ縦貫道路、津久井広域道路、県道52号(相模原町田) など) ・ 国道、県道の整備促進(国道16号、国道20号、国道129号、国道412号、国道413号、県道46号(相模原茅ヶ崎)、県道48号(鍛冶谷相模原)、県道51号(町田厚木)、県道76号(山北藤野)、県道503号(相模原立川)、県道507号(相武台相模原) など) ・ 幹線道路の整備((都)相原大沢線、(都)相原宮下線、(都)橋本大通り線、(都)宮上横山線 など) ・ (仮称)下九沢大島線の具体化 ・ (都)宮下横山台線延伸の具体化に向けた検討 ・ 中央自動車道の整備促進(6車線化、相模湖東出口(オランプ)の改良促進)
公共交通網の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通ネットワークの整備(リニア中央新幹線の建設促進及び駅の誘致 など) ・ 鉄道網の充実(小田急多摩線及び京王相模原線の延伸の促進、JR相模線の複線化の促進、JR横浜線・中央本線の相互乗り入れの促進 など) ・ 藤野駅周辺交通施設整備 ・ TDM(交通需要マネジメント)施策の推進事業 ・ 交通バリアフリー基本構想の推進 ・ バスのネットワークの充実 ・ 乗合バス路線維持事業 ・ バス利用促進事業の推進

(公共交通網の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスターミナル整備事業 ・ コミュニティバスの導入検討事業
駐車場対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共駐車場整備事業(小田急相模原駅北口地区) ・ 自転車駐車場整備事業(南橋本駅) ・ 放置自転車等対策の強化 ・ 民間自転車駐車場の整備促進(小田急相模原駅北口地区)
新しい交通システムの導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい交通システムの導入検討事業
人にやさしい道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者専用デッキ等の整備 ・ 交通安全施設整備事業

都市基盤

産業・情報基盤の整備、美しい都市景観の形成、公園整備等を進めるとともに、水源地域の水環境の保全や生活環境の向上に向けた上下水道の整備等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。また、活力ある市街地と水源地域の豊かな自然とが共存する新市においては、自然環境や文化と調和した質の高い都市基盤整備を進め、将来にわたって市民が真に豊かな生活を享受することができるまちづくりに取り組みます。

施策	主要事業
上水道の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易水道などの公営化推進
下水道の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道整備事業
都市緑化と公園整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園整備事業(相模原麻溝公園、(仮称)大野中公園、(仮称)テクノパイル田名公園 など) ・ 民有地緑化の促進(屋上緑化等助成 など) ・ 緑道ネットワーク化事業
良好な住まいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住環境保全・形成支援事業 ・ 地区計画や建築協定等の促進 ・ 街づくり活動推進条例の推進
美しい都市景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市景観形成基本計画の推進(景観計画の策定) ・ 屋外広告物等の規制、誘導 ・ 優良建築物等整備事業(橋本6丁目D地区)
高度情報化基盤の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報基盤の整備
住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の整備(田名塩田団地、南台団地 など) ・ 市営住宅の改善

(2) 自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす <基本目標>

自然・環境

津久井地域は森林と清流と湖に恵まれた広大で豊かな自然を有しており、神奈川

県の水源地域としても重要な役割を担っています。そのため、森林の持つ価値を再評価し、市民生活や地域文化、経済活動等を支える貴重な財産であると同時に資源として、水源地域の自然の保全と活用に努めるとともに、市街地やその周辺に残る貴重な水辺や緑の保全に取り組み、自然と共存する地域づくりに取り組みます。

また、限られた資源を大切に作る循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物の適正処理を目的とした、南清掃工場の建替え整備などを進めます。

施 策	主 要 事 業
自然環境の保全、創造、活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木もれびの森づくり事業 ・ 境川沿い緑地の保全 ・ 清流とホタルの里づくりの促進
水源地域の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源の森林の保全 ・ 合併処理浄化槽の設置促進
河川環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川改修事業(鳩川、八瀬川、姥川) ・ 都市基盤河川改修事業(道保川) ・ ビオトープ^{*15}の創出
湖環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖の水質改善
環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報システムの活用 ・ 環境パートナーシップの推進
廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設整備の推進(清掃工場、し尿処理施設、最終処分場、粗大ごみ処理関連施設 など) ・ ごみの減量化・資源化施策の推進(新たな分別回収品目の追加、事業系ごみ減量化等の促進 など) ・ 廃棄物不法投棄防止対策の推進

(3) 地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創生をめざす <基本目標 >

産業

首都圏近郊にあり、豊かな自然環境を有するという立地特性と、高度な技術力を活かし、新たな産業の創出や企業誘致等を図るとともに雇用機会の増大を目指します。

また、地域特性を活かした産業を振興するとともに、市内での生活の核となる商店街、商業施設等の活性化や農林業の担い手育成、観光、商業との連携により个性的で多様な産業の振興を図ります。

施 策	主 要 事 業
活力ある産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な産業振興施策の推進(産業振興ビジョン推進事業など) ・ 新たな成長産業の創造(産学連携支援事業、広域連携支援事業、コミュニティビジネス支援事業^{*16}、起業家育成事業など)

(活力ある産業の振興)	<ul style="list-style-type: none"> 産業支援基盤の整備(インキュベータ^{*9}の整備) 総合的な物流施策方針の検討 津久井リサーチ・インテリジェントパークエリア整備事業
中小企業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 経営安定化と経営革新の支援(中小企業振興資金などの各種融資の実施など)
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 人材、技術など経営資源の強化支援(共同研究開発支援事業等) 企業立地の促進及び工業用地の保全と創出(産業集積促進事業の推進)
農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 新都市農業推進事業(アグリセンター事業^{*17}などの拠点事業、バイオマス・フロンティア事業^{*18}などの促進事業、民間参入を促進する事業) 農業経営基盤強化推進事業(認定農業者育成事業、有害鳥獣対策事業、農産物加工交流施設整備) 環境保全型農業推進事業 農林業後継者・担い手確保対策事業 地場農産物ブランド化促進事業
商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある商業地の形成(中心商業地・地区中心商業地形成事業の推進、中心市街地活性化施策の推進) にぎわいのある商店街づくりの支援(商店街活性化の促進、空き店舗対策の促進) 高感度な商業・サービス業の集積(魅力ある個店づくりの支援、若手経営者の育成、商店街・大型店・ロードサイド店の連携・共生支援)
雇用対策の推進と勤労者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介事業 勤労者福祉施策の充実(あじさいメイツの事業支援 など)

観光

津久井地域の四季折々の雄大な景観を育む森林や相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖などの自然資源を活かした観光産業の育成、文化、芸術などの地域特性を活かした観光の振興を図るとともに、都市固有の景観やそこで繰り広げられるイベント、体験などの都市型観光を推進します。さらに観光拠点の連携を強化し、グリーンツーリズムなど自然体験や交流を通じて多様な余暇ニーズに応えることができる、やすらぎと賑わいのある観光地づくりを進めます。

施策	主要事業
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> 商・工・農業と連携した観光産業の推進 観光拠点の整備とネットワーク化の推進 観光振興計画の推進 観光マイスター^{*19}、観光ボランティアの育成・支援 ITを活用した都市型観光情報の受発信 FC(フィルムコミッション)推進事業^{*20} 森林ミュージアム推進事業

自然を活かしたレクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地域交流の里づくり事業 ・ ふるさとの森整備事業 ・ 三井親水公園整備事業 ・ ハイキングコース整備事業 ・ グリーンツーリズム推進事業 ・ 民間レクリエーション事業への支援検討
--------------------	--

土地利用

さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進めるとともに、中心市街地での高度利用や、新市全体での効率的かつ秩序ある土地利用などにより、良好な居住環境の創造と新たな産業立地も進め、特色ある地域の発展を目指します。

施 策	主 要 事 業
計画的で秩序ある土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業(麻溝台・新磯野地区、当麻地区、東金原地区) ・ キャンプ淵野辺留保地の利用計画の検討 ・ インダストリアルフォレスト計画の推進
特色のある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生緊急整備地域(橋本駅周辺地区)の整備促進
中心市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地再開発事業(相模大野駅西側地区、小田急相模原駅北口地区)
米軍基地対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区の全面返還の推進 ・ 一部返還、共同使用の推進

(4) 心の豊かさを育み、安心して生き活きとした市民生活の実現をめざす <基本目標 >

教育・文化

豊かな人間性を育むために、ライフステージに応じた教育・学習機会の充実、支援や学習・文化・スポーツ施設の整備、活用を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。また、伝統的行事の継承や文化財などの保護・活用や、芸術活動の促進などによる市民の自己実現の場の充実に努めるなど、個性ある生涯学習都市を目指します。

施 策	主 要 事 業
幼児教育の充実及び多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園就園の支援 ・ 私立幼稚園預かり保育の支援 ・ 私立幼稚園運営の支援
学校教育の充実及び多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数指導等支援事業 ・ 外国人英語指導助手派遣事業

(学校教育の充実及び多様化)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の情報化推進事業 ・ 特色ある学校教育の推進(国際教育、情報教育、環境教育、藤野地域の教育特区 など) ・ 教育相談の充実(いじめ、不登校 など)
学校教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校施設整備事業 ・ 屋内運動場の整備・改修事業 ・ 学校給食施設設備整備事業 ・ 藤野地域の小学校統廃合事業
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)市民・大学交流センター整備事業 ・ (仮称)南生涯学習センター整備事業
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成環境づくり事業
スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツクラブの育成支援 ・ 競技場、スポーツ広場の整備(相模原麻溝公園競技場、林間総合公園野球場等 など) ・ 中央総合体育館の整備計画の推進 ・ 武道館の整備検討 ・ 夜間照明設備設置の推進
文化施設の整備及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館建設事業 ・ (仮称)南市民ギャラリー整備事業 ・ フォトギャラリーの設置検討 ・ 合唱の里づくり事業
伝統的行事、文化財の保護及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺跡公園整備事業(田名向原遺跡、勝坂遺跡) ・ 小原宿本陣整備事業 ・ 遺跡保存事業(津久井城遺跡、寸沢嵐遺跡 など)
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流推進事業 ・ 中学生海外派遣事業
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進センター運営事業 ・ ドメスティック・バイオレンス防止対策事業
地域住民の連帯強化、地域振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併市町村振興基金の積立 ・ 地域再生プログラム事業
芸術文化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィールドミュージアムの推進 ・ ふるさと芸術村構想の推進

保健・医療・福祉

家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、市民誰もが安心して幸せな生活をおくることができるよう、健康づくりや健やかな子育て環境づくりに努めるとともに、高齢者や障害者の生活支援と社会参加に対して、生きがいと思いやりを持って助け合う地域社会の形成に取り組みます。

施策	主要事業
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化対策の推進 ・ 小児医療費助成事業
子育て環境づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもセンター建設事業 ・ 児童クラブ整備事業

(子育て環境づくりの充実)	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消(保育所の施設整備) 認可外保育施設支援事業 児童虐待予防・防止体制の整備 母子家庭等自立・生活支援事業
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンター整備事業 地域包括支援センター運営事業 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備促進 高齢者大学運営事業
障害者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談・支援体制の充実 地域生活・自立生活支援施策の充実 障害福祉施設、地域作業所等への支援
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進事業 (仮称)北地区保健福祉センターの整備 ボランティア活動促進事業
援護を要する人の福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への自立支援事業
保健・衛生の充実	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの充実(市民健康づくり運動推進事業、健康増進事業) (仮称)北地区保健福祉センターの整備(再掲)

安全・安心

市街地から山間部に至るまでの災害等に対する基盤整備や、消防、救急救助体制など、ハード、ソフト両面の防災対策を推進し、市民の生命と財産を守ります。また、公害防止対策や地域社会の変容に伴う防犯対策などを進め、市民が安心して生活できるまちづくりを目指します。

施 策	主 要 事 業
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政用同報無線整備事業 デジタル地域防災無線の整備事業 既存建築物総合防災対策推進事業 防災備蓄倉庫・資機材整備事業 飲料水兼用貯水槽設置事業 非常用発電設備整備事業 防災工事(底沢線、阿津増原線)
治山・治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 準用河川改修事業(鳩川、八瀬川、姥川) 都市基盤河川改修事業(1級河川鳩川、道保川) 公共下水道(雨水)の整備
消防体制の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁舎建設事業 119番受信・指令システム整備事業 デジタル消防・救急無線の整備事業 消防車両購入事業 消防水利整備事業 救急高度化推進事業
防犯対策、交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心まちづくり情報の提供事業 地域防犯活動支援事業(地域防犯リーダーの育成 など)

安全な消費生活の確立	<ul style="list-style-type: none">・ 消費生活センターの整備事業・ 消費生活相談事業
------------	--

第8章 公共施設統合整備の基本的な考え方

公共施設の整備統合については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮し、地域全体のバランスや地域の特性、さらには財政状況を考慮しながら検討し、整備を進めていくことを基本とします。

なお、合併に伴い、旧役場庁舎は総合的な事務所として活用し、適切な職員配置や電算処理システムのネットワーク化など、必要な機能の整備を図ることで、住民サービスの低下を招かないように十分配慮するものとします。

第9章 新市における県事業の推進

1 神奈川県役割

神奈川県は、藤野町の区域が合併に伴い中核市となることによる事務移管が円滑に行われるよう協力するとともに、必要に応じて財政的・人的支援を行います。

また、新市のまちづくりが着実に進むよう、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資する県事業の着実な実施を図るとともに、必要に応じて財政的な支援措置を講じます。

2 県事業の推進

新市の地域は、神奈川県の総合計画「神奈川力構想・プロジェクト 51」における「環境共生生活都市圏」に位置し、神奈川県における東西交流・南北交流の結節地域として、みどりの中で産業と調和する生活都市をめざし、広域的な交通機能の整備を踏まえた生活環境や生産環境の整備を進めることとなっています。

神奈川県は、このような広域的な交通機能の整備という視点を持ちつつ、新市の均衡ある発展のために、さがみ縦貫道路の整備促進及び津久井広域道路の早期整備に取り組みます。

また、この地域の豊かな自然が有する機能や魅力を生かし、環境への負荷を軽減するまちづくりや、人や自然にやさしい水辺づくり、都市公園の整備などを進めます。

そして、県民の共通の財産である水源地域の豊かな自然環境を次世代へ継承し、多様な生物を育む良好な自然環境の保全と良質で安定的な水資源を確保するため、県民と行政が一体となって、環境に対する負荷の軽減を図り、水源地域の森林を守り育てていくとともに、水質保全対策など良好な水環境の創造に取り組みます。

さらに、都市住民の連携と協力を図りながら、水源環境保全にかかわりの深い水源地域に住んでいる人々が生き生きと豊かに暮らせる地域づくりを進めます。

3 新市の地域における県事業

< 多様な交流を支える道路網や公共交通網の整備 >

交流連携を支えるさがみ縦貫道路などの道路網の整備

- ・ 津久井広域道路の整備
- ・ さがみ縦貫道路の整備促進
- ・ 広域交流幹線道路網の整備（国道 412 号、国道 413 号）
- ・ 橋りょうの架替（県道 510 号（長竹川尻）御堂橋、県道 520 号（吉野上野原停車場）勝瀬橋）
- ・ インターチェンジ接続道路の整備（津久井広域道路、県道 52 号（相模原町田））

地域の交通ネットワーク形成の推進

JR 相模線複線化の促進

- ・ 相模線複線化に向けた取組みの推進

- ・ 相模線沿線地域活性化の促進
リニア中央新幹線の建設促進と駅誘致
公共交通整備の促進（乗合バス路線維持）

< 水源環境保全対策の推進 >

- 生活排水処理施設整備の促進
- ダム貯水池の水質浄化対策の推進
- ダム貯水池対策（ダム貯水池の堆砂対策）
- 水源の森林づくりの推進

< 地域に根ざした新しい産業の創出と振興 >

- 新規成長分野の産業振興支援
- まちなぎわいを創出する商業の振興
- 地域資源を活用した観光魅力づくり
- 地産地消による農林業の振興
- 都市住民との交流による耕作放棄地の有効活用

< 既存産業の活性化と集積促進 >

- 中小企業の経営革新への支援
- 工場跡地などへの企業誘致の促進

< みどり豊かな自然の活用 >

- 県立自然公園などの整備と活用
- ・ 陣馬相模湖自然公園
- ・ 丹沢大山国定公園の整備
- 水源地域交流の里づくり
- ・ 地域資源を活用した各種交流イベントの実施

< 都市公園など観光拠点づくり >

- 魅力ある都市公園などの整備
- ・ 津久井湖城山公園

< 安心して快適にらせるまちづくり >

- 身近な犯罪に対する防犯活動の推進
- 安全で円滑な交通環境の確立
- ・ 日常生活を支える道路網の整備（（都）相模原二ツ塚線）
- ・ 交差点改良や歩道整備等（県道 46 号（相模原茅ヶ崎）、県道 48 号（鍛冶谷相模原）、県道 63 号（相模原大磯）、県道 76 号（山北藤野）、県道 510 号（長竹川尻）荒句橋、県道 513 号（鳥屋川尻）三井大橋、県道 520 号（吉野上野原停車場）秋川橋）
- ・ 橋りょうの補修、防災対策の推進（県道 35 号（四日市場上野原）、県道 76 号（山北藤野）大羽橋）

< 自然災害に強い治山治水対策などの推進 >
河川・土砂災害防止施設などの整備
治山事業の推進

第10章 財政計画

新市の財政計画は、施策の計画的な実施と限られた財源の効率的な運用を図るために作成したものです。

作成にあたっては、合併による経費の削減効果や国からの財政支援措置などを考慮しています。

また、国と地方の税財政を見直す、いわゆる「三位一体の改革」による影響についても、現時点で想定できる税源移譲等を考慮しています。

1 基礎となる数値と考え方

基本的に各市町の平成 16 年度一般会計の決算額を使用し、過去の決算額の推移を基に歳入、歳出を見込むこととします。

新市の人口推計を基に、税収などを見込むこととします。

2 積算の方法（条件設定）

（1）歳入

市税

個人市民税：将来の生産年齢人口（15～64歳人口）の増減により推計します。

法人市民税：実績の増減率により推計します。

固定資産税：実績の増減率により推計します。

事業所税：実績の増減率により推計します。

都市計画税：実績の増減率により推計します。

軽自動車税：人口の増減により推計します。

市たばこ税：実績の増減率により推計します。

上記のほか、税源移譲等による市税の増について見込みます。

地方譲与税・交付金^{*21}

将来人口の増減や実績の増減率により推計します。

地方交付税^{*4}

普通交付税は、平成 16 年度の実績値を 5.9%減額（地方財政対策^{*22}を反映）し、その額が継続するものと仮定します。また、合併補正^{*23}（4カ年で 1.52 億円）を加算するとともに、合併特別債^{*24}償還金相当額の 70%を見込み、合併算定替^{*25}を適用し推計します。

特別交付税^{*4}は、平成 12 年度から 16 年度までの数値のうち最も少ない額を 5.9%減額（地方財政対策を反映）し、その額が継続するものと仮定します。また、合併財政需要に係る措置（2カ年で 2.8 億円）を見込みます。

臨時財政対策債^{*26}の元利償還金相当額が、普通交付税として交付されるものと

して見込みます。

国・県支出金^{*27}

扶助費^{*28}に対する支出金は、扶助費推計値に連動させて推計します。投資的経費^{*29}に対する支出金については、歳出の投資的経費に見合った額とします。

また、国庫補助負担金の一般財源化分について見込みます。

市債^{*30}

投資的経費の財源として見込みます。

その他

繰入金、繰越金のほか、現在、津久井郡広域行政組合が行っている事業に関わる歳入や中核市移行等に伴う歳入、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込みます。

(2) 歳 出

人件費

首長などの特別職は、平成16年度実績値で推計します。

議員報酬は16年度実績値を用い、市町村の合併の特例等に関する法律の規定による定数特例を適用するものとして推計します。

一般職の人件費については、現在の津久井郡広域行政組合の人件費分を加算し、合併後4年間は前年度職員数の1%を減少させることとして推計します。

扶助費

全国の増加率により推計します。

公債費^{*31}

地方債の償還計画を基に推計します。

物件費^{*32}

微増で推移すると見込みます。

補助費等^{*33}

実績の増減率により推計します。

投資的経費

本計画に位置づけた主要事業、及びその他必要な普通建設事業について見込みます。

その他

維持補修費や積立金のほか、現在、津久井郡広域行政組合が行っている事業に関わる歳出や、中核市移行等に伴う歳出、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込みます。

3 財政計画

【歳入】

(単位:百万円)

	市 税	地方譲与 税・交付金	地方交付税	国・県支出金	市 債	その他	歳入合計
平成 19 年度	108,778	12,238	3,540	25,224	19,471	21,528	190,779
平成 20 年度	108,452	11,490	3,575	24,322	17,357	20,207	185,403
平成 21 年度	108,086	10,761	3,577	24,340	17,321	19,632	183,717
平成 22 年度	107,782	10,780	3,629	24,041	15,019	18,470	179,721
平成 23 年度	107,643	10,816	3,645	24,138	15,776	18,333	180,351
平成 24 年度	107,446	10,851	3,703	24,705	15,549	19,293	181,547
平成 25 年度	107,001	10,886	3,765	24,559	15,907	20,216	182,334
平成 26 年度	106,566	10,921	3,830	24,635	16,567	20,551	183,070
平成 27 年度	106,115	10,957	3,890	24,706	16,394	21,117	183,179

【歳出】

(単位:百万円)

	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計
平成 19 年度	42,216	30,094	19,245	24,435	7,826	28,570	38,393	190,779
平成 20 年度	42,073	30,936	19,594	24,459	7,884	23,079	37,378	185,403
平成 21 年度	42,136	31,694	20,740	24,483	7,934	22,107	34,623	183,717
平成 22 年度	41,856	32,359	20,224	24,508	7,978	20,099	32,697	179,721
平成 23 年度	41,488	32,926	20,985	24,532	8,014	20,378	32,028	180,351
平成 24 年度	41,465	33,387	21,484	24,557	8,044	20,272	32,338	181,547
平成 25 年度	41,556	33,738	21,726	24,581	8,066	20,006	32,661	182,334
平成 26 年度	42,014	33,974	21,392	24,606	8,081	20,008	32,995	183,070
平成 27 年度	42,219	34,093	20,661	24,631	8,088	20,145	33,342	183,179

用語解説

* 1 中核市 [P1、5、33、37]

人口や市域の規模、能力が比較的大きい都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにするもの。中核市になると、保健所事務などを処理することができ、都市計画や環境保全行政に関する事務の権限が広がる。

* 2 都市内分権 [P1、17、18、23]

身近な地域ごとに一定の権限等を配分し、地域固有の課題への対応やまちづくりなどに市民が主体的に関わることができる仕組み。

* 3 三位一体改革 [P1、36]

国と地方の税財政制度についての改革で、「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「地方交付税の見直し」、「国から地方への税源移譲」の3つを同時に行うことにより、地方が自らの権限、責任、財源のもとに必要なサービスを選択し提供する、分権型社会を実現することを目指すもの。

* 4 地方交付税、普通交付税、特別交付税 [P1、36、38]

地方交付税とは、地方公共団体の財政の不均衡を調整し、どの地方公共団体においても住民が標準的な行政サービスを受けられるよう、国が徴収した税（所得税、法人税、酒税、消費税など）を一定の割合で県や市町村に配分するもの。地方交付税には、必要な経費を積み上げた『基準財政需要額』が、標準的に見込める税収入を積み上げた『基準財政収入額』を上回る地方公共団体に交付される普通交付税と、突発的な災害などを考慮して、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付される特別交付税がある。

* 5 人件費 [P1、37、38]

議員の報酬や職員の給料、期末・勤勉手当、退職金などのこと。

* 6 保安林 [P9]

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成などのために、国や県が指定する森林のこと。指定されると、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

* 7 コーホート要因法 [P15]

ある年の男女別、及び年齢別の人口を基準にして、それに出生率や移動率、生存率などの仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法。

* 8 TDM（交通需要マネジメント） [P19、24]

自動車の効率利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生集中する交通量の平準化など、交通需要の調整を行うこと。

* 9 インキュベーション/インキュベータ [P20、27]

起業した企業や新規産業の企業などを育てる仕組みや支援制度のことで、公的機関な

どが経営ノウハウや事業・研究スペース、資金などを提供することにより、新たな産業創設の場と機会を与えていくもの。

*10 ユニバーサルなまちづくり [P20]

年齢や性別などを問わず、全ての人が魅力的で住みやすい、生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりをめざすもの。

*11 インフラ [P21]

インフラストラクチャーの略で、基礎、土台という意味であるが、一般的には社会的な生活基盤のことをいう。具体的には、道路や公園などの生活関連施設などのこと。

*12 グリーンツーリズム [P21、27、28]

豊かな自然やゆとりある農山村に滞在することで、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。

*13 フィールドミュージアム [P21、29]

地域景観、文化財やアートの展示、展示館の確保など、地域全体を博物館に見立て、生活文化発信の場の確保に努めようとする事業。

*14 パートナーシップ [P23]

市民、地域団体、NPO、大学、行政など、まちづくりの様々な担い手が、それぞれの特徴を活かして役割分担をしながら協力、連携すること。

*15 ビオトープ [P26]

植物、小動物、昆虫、鳥、魚など多様な野生生物が生息、生育する空間であり、その状態を保持・管理している場所。

*16 コミュニティビジネス支援事業 [P26]

コミュニティビジネスとは、市民が主体となり、地域の住民が抱える課題やニーズを素材として、有償サービス方式で事業を展開し、地域産業の振興やコミュニティの再生など、地域の活性化に寄与する事業。

*17 アグリセンター事業 [P27]

地域の農産物を「見て、触って、感じて、つくって、味わう」拠点として、地場農産物の直売機能・PR機能、スローフード提供機能、農産物加工体験機能、農業体験・研修機能、農作物栽培相談機能などを有する総合的な施設整備事業。

*18 バイオマス・フロンティア事業 [P27]

バイオマスとは、家畜の排せつ物や生ゴミなど、動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをいうが、これらの資源を再利用、再活用することによって、「資源循環型農業の実現」を目指す事業。

*19 観光マイスター [P27]

都市型観光の楽しみ方や遊び方を市民や来訪者に伝え、教えることができる指導者などのこと。

- * 20 FC（フィルムコミッション）推進事業 [P 27]
映画、テレビ番組及びCM等の映像制作のロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズにすすめるため、映像制作者と関係機関との調整を行うほか、エキストラの手配、各種の許認可申請を支援し、映像制作者をサポートする事業。
- * 21 地方譲与税・交付金 [P 36、38]
国や県が徴収した税の一部から市町村に配分されるもので、地方譲与税としては所得譲与税や自動車重量譲与税など、交付金としては利子割交付金や地方消費税交付金などがある。
- * 22 地方財政対策 [P 36]
毎年度の国の予算編成に合わせて、地方財政全体の歳入歳出の均衡を図るためにとられる地方財源の確保対策のこと。
- * 23 合併補正 [P 36]
合併直後の行政水準、住民負担水準の格差是正など、行政の一体化のために必要な臨時的経費のこと。普通交付税を算定する際に基準財政需要額に算入される。
- * 24 合併特例債 [P 36]
合併後の新市が新市建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や、地域振興のための基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り地方債（合併特例債）を財源とすることができる。合併特例債は、事業費の95%に充当することができ、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
- * 25 合併算定替 [P 36]
合併するとスケールメリットにより行政費用が割安になるため、交付される普通交付税の額は少なくなるが、合併前の市や町が存続するものとして、別々に計算した普通交付税の額を合計して合併後の一定期間について交付する特例措置。
- * 26 臨時財政対策債 [P 36]
平成13年度の地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため平成15年度までの間、各市町村において発行することとされた地方債で、元利償還金は後年度の基準財政需要額に算入される。平成16年度から18年度まで制度が継続されている。
- * 27 国・県支出金 [P 37、38]
特定の仕事に対して、国・県から交付される資金のことで、生活保護費や児童手当などの負担金、道路や学校建設のための補助金などがある。
- * 28 扶助費 [P 37、38]
生活保護費や児童手当、児童扶養手当など法令に基づいて支給される費用のほか、市町村が独自で行っている福祉関係の施策に基づき支給される費用のこと。
- * 29 投資的経費 [P 37、38]
主に、道路や学校、庁舎などの施設の建設、整備に必要となる経費のこと。

- * 30 市債 [P 37、 38]
道路整備や学校建設など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、借り入れる資金のこと。
- * 31 公債費 [P 37、 38]
特定の事業や財源不足の補てんのために借りた市債などの返済金のこと。
- * 32 物件費 [P 37、 38]
委託料、役務費（通信運搬費、手数料など）、賃金、旅費、消耗品費などの消費的な経費のこと。
- * 33 補助費等 [P 37、 38]
各種団体や個人に対する補助金、交付金のほか寄付金や保険料のこと。